

令和8年第3回定例会

一 般 質 問 通 告 書

流 山 市 議 会

令和8年第3回定例会一般質問通告順

日付	順番	議 員 名	会 派 名	頁
9 月 8 日	1	桑 畑 伴 子	公 明 党	1～3
	2	野 村 誠	公 明 党	4～6
	3	中 村 彰 男	流 山 み ら い	7
	4	小 沢 えみり	流 政 会	8～9
	5	青 野 直	流 政 会	10
	6	渡 辺 仁 二	流 政 会	11～12
9 月 9 日	7	阿 部 治 正		13～14
	8	森 田 洋 一		15～16
	9	岡 明 彦	公 明 党	17～18
	10	戸 辺 滋	公 明 党	19
	11	中 川 弘	自 由 民 主 党	20
	12	笠 原 久 恵	流 政 会	21
9 月 10 日	13	近 藤 み ほ	流 政 会	22
	14	矢 口 輝 美		23
	15	う た 桜 子	流 山 み ら い	24～25
	16	高 橋 あきら	日 本 共 産 党	26
	17	乾 え り	日 本 共 産 党	27
	18	おだぎり たかし	日 本 共 産 党	28
9 月 11 日	19	坂 巻 儀 一	流 政 会	29～30
	20	藤 井 俊 行	流 山 み ら い	31
	21	川 本 大 岳	流 政 会	32～33
	22	楠 山 栄 子		34
	23	清 水 大		35

質 問 事 項	要 旨
1 プレコンセプションケアの取組について	(1) プレコンセプションケアとは、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、自分の心と身体を大切にしながら、将来の健康や生き方について考える健康づくりである。また国においても、特に若い世代をはじめ幅広い世代の健康づくりとして推進している。若い世代を取り巻く健康課題は、こころの健康、性、予期しない妊娠、将来への不安など多岐にわたる。こうした課題に対し、心身の健康を総合的に支える取組が重要であると考えことから、以下3点について当局の見解を問う。 ア 本市におけるプレコンセプションケアの周知、啓発をどのように行うのか。またその課題について問う。 イ プレコンセプションケアを推進するための今後の取組について問う。 ウ 特に予期しない妊娠や性に関する悩みについて、若い世代が相談しやすいSNS等を活用した相談窓口を整備すべきと考えるがどうか。 (2) プレコンセプションケアは、妊娠、出産を迎える時期になってから学ぶのではなく、こどもの頃から自分の心と身体を大切にすること意識を育てることが重要である。こうした観点から、小中学校における健康教育や性に関する指導について、以下3点を問う。 ア 小中学校における、心身の健康や性に関してはどう取り組んでいるのか。 イ 小中学校で、発達段階に応じて、心身の変化や性に関する正しい知識、性感染症や妊娠及び避妊、相手の意思や身体を尊重すること、相談先等を学ぶことは、自分自身の健康や将来を守ることにつながるものとする。そこで、健康教育の推進について、当局の見解を問う。 ウ 予期しない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識や、困ったときに相談、支援につながるための教育などについてどのように取り組んでいるのか。併せて、産婦人科医や助産師、保健師などの専門職と連携した授業や講座、相談機会を設けることについて、当局の見解を問う。

2 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて	(1) 認知症は誰もがなり得る身近なものであり、認知症になっても本人が希望を持ち、自分らしく地域で暮らし続けられる環境づくりが重要である。本市では、早期発見や家族支援、流山市SOSネットワークの編成や見守りシールの交付など、さまざまな取組が進められている。今後は、認知症になっても一人の人として尊厳を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を地域に浸透させ、本人の意思や希望を尊重し、認知症になっても地域の一員として暮らし続けられる地域づくりを更に進めることが重要である。そこで、以下4点について当局の見解を問う。 ア 新しい認知症観を単なる啓発にとどめず、本人の意思や希望を尊重する地域の行動につなげるため、どのような取り組みが必要と考えているのか。併せて、こどもたちが認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方等を学ぶ取り組みをしてはどうか。 イ 本人に認知症の自覚がなく、受診を拒むなど、医療や支援につながりにくい場合がある。家族だけに対応を委ねるのではなく、本人との信頼関係を築きながら、受診前から本人と家族に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実させることについて、当局の見解を問う。 ウ 若年性認知症は就労や子育て、家族への影響等、高齢期とは異なる課題がある。各々ケースにおいて、こうした課題をどのように把握し、支援に繋げているのか。併せて「若年性認知症のつどい」の交流を相談や必要な支援につながる入口として充実させてはどうか。 エ 認知症になっても、買い物や外食、金融機関や公共交通機関など安心して利用し、地域で社会参加を続けられる環境が必要と考える。現在進めている「やさしいお店」の取組に認知症への理解や配慮も加え、認知症の方やその家族も安心して利用できる「やさしいお店」へ発展させてはどうか。
------------------------------------	--

3 子育てにやさしい環境づくりについて	(1) 子育て中の方が安心して外出できる環境づくりの一環として、赤ちゃんほっとスペースの設置等の整備が進められている。一方で、授乳室が設置されていても、「搾乳にも利用できる」ということが明確に示されていない場合、搾乳を必要とする方が利用をためらうことも考えられる。そこで以下2点を問う。 ア 本市が設置、案内している授乳室等について、搾乳を目的とした利用が可能なのか。併せて「授乳、搾乳ができます」等、搾乳にも利用できることを分かりやすく表示、案内をする考えはあるか、当局の見解を問う。 イ 常設の施設だけでは対応が難しい場所においても、子育て中の方が安心して授乳や搾乳ができるように、イベント開催時や災害時などにも利用できる移動式や可搬型の授乳、搾乳室を取り入れる考えはあるか。当局の見解を問う。
----------------------------	--

質問事項	要 旨
1 本市の災害対策について	(1) 令和8年8月千葉豪雨では、想定を越える大雨となったが、豪雨災害時の対策について以下の通り問う。 ア 令和8年8月13日の豪雨時には、アンダーパスを速やかに通行止めとする、冠水時に速やかに通行止めとする対策が講じられたが、市内の冠水箇所については、ドライバーが現場に到着するまで冠水状況を認識できず、進入してしまう危険性があった。それに対する対策について問う。 イ 今回冠水した箇所を含め、過去の冠水実績、地形、河川・水路の増水状況等から危険度の高い道路を「冠水危険箇所」としてあらかじめ整理すべきと考えるがどうか。 ウ 神明堀周辺や平和台駅前などの南部地域では、短時間の豪雨により多くの床上・床下浸水の被害があった。土嚢による対応の実状と課題について、また、床上・床下浸水の被害にあった住家・非住家に対する被害見舞金、支援金などの課題について問う。 エ 市野谷1号雨水幹線の蓋が落下したがその直接的な原因を市は把握しているのか。また今後の対応策をどのように考えているのか。 (2) 令和8年熊本地震の教訓を踏まえた本市の防災・減災対策について以下の通り問う。 ア 要配慮者の支援を含めた福祉避難所運営マニュアルの実効性について問う。 イ 災害時に他の自治体等から人的支援を受入れる受援計画を策定しているのか。また、大規模災害時は一時災害対応業務量が急増する。平時から、罹災証明、避難所運営等、業務ごとに具体的人数を示せる状態になっているか。 ウ 避難所のトイレ確保・運用計画について問う。

2 本市のこどもの権利条例制定に向けた検討状況及び生活困窮世帯のこどもへの支援について	(1) (仮称) 流山市こどもの権利条例について、どのような手法で市民や議会の意見を取入れ、市民に啓発し、制定していくのか。詳細なスケジュールとプロセスについて問う。 (2) 本市では「たすけて」が言えないこどもに気づき、寄り沿う人の大切さを明確に打ち出している。支援が必要なこどもほど、自身が声をあげられないからこそ、制度側から手を差し伸べ、必要な機関や制度につなげるアウトリーチが必要と考える。そこで以下3点について問う。 ア 本市は、生活困窮世帯のこどものうち、不登校、生活習慣、家庭環境、保護者の疾病や孤立等により、現行の通塾型学習支援を利用できない、又は継続して利用することが難しいこどもの人数及び支援状況を把握しているか。 イ 前述の既存制度を利用することが難しいこどもに対し、必要に応じて家庭訪問等も活用しながら、学習、生活習慣、居場所及び進路に関するこども本人への直接的な支援を継続的に提供する考えはあるか。 ウ 「子どもの学習・生活支援事業」を、国庫補助も活用して導入すべきと考えるがどうか。また、導入に当たり、令和8年度中に、対象となるこども・世帯の実態把握、既存施策との役割分担、必要な支援内容、実施体制及び事業費の試算を行う考えはあるか。
3 南流山駅前広場改修基本計画について	(1) 南流山駅前を、通過する場所から市民が滞在し、「賑わいの場所」として市民が育てていく広場へするために以下の通り問う。 ア 駅前広場をどのように活用する想定か。 イ 地域イベントを継続・発展させるためには、電源、ウォータースポット、搬入導線、ステージ設置スペース、日陰・休憩スペース、備品保管等を考慮する必要がある。イベント運営のためのどのような設備を想定しているのか。 ウ 平時の暑熱対策と災害時の防災機能を兼ね備えた「防災にも強い広場」とする考えはあるか。 エ 整備方針に「自転車駐輪場の不足が課題」とある。自転車駐輪場の拡充の具体的な検討課題について問う。

4 本市の交通安全対策への新技術導入について	(1) 高齢者や児童等の安全を守るため、信号機の導入が困難な横断歩道でも導入ができ、かつ薄暮・夜間を中心に視認性向上による安全対策として活用ができる、埋込型信号灯・スマート横断鋏・照明ポラード等の新技術の導入を検討してはどうか。
-------------------------------	---

質問事項	要 旨
1 南流山駅前広場改修基本計画について	(1) 南流山駅前広場の北側は交通機能を集約、南側は環境機能を集約し、日常的に訪れたくなる空間と計画されている。今後の計画を進展させるに当たり、地元の協議会等での議論は当然必要であるが、地元住民の協力を更に得るためのPRが必要と思われる。駅前改修計画の具体的なPR手段について問う。
2 防災訓練と姉妹都市、災害協定都市との関係再構築について	(1) 熊本県で10年の時を経て2度目の地震が発生した。既に発生した大規模災害は過去20年でも2007年の中越沖地震や2011年の東日本大震災等、震度6強を超える大地震だけでも12回も発生している。流山だけは大丈夫とは言えない状況になっていると考えている。 市総合防災訓練の参加者が毎年減っている現状を見たとき、改めて訓練への参加を呼びかけること、姉妹都市との交流や災害協定のみの自治体との協定内容や普段からの交流の在り方を再度検討すべきと考えるが当局の方針について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 災害時におけるリアルタイムな情報提供について	(1) 令和8年8月13日に発生した線状降水帯による水害では、市内複数箇所で道路冠水が発生し、冠水した道路上で車両が動けなくなるなどの被害が発生した。近年、局地的な豪雨や線状降水帯による短時間での道路冠水が全国的に発生している中、市が把握した冠水箇所や通行止め等の情報を迅速かつリアルタイムに市民へ共有することは、冠水箇所への車両の進入を防ぎ、被害の拡大を防止する上で重要であると考え。そこで、今回の水害における情報収集及び市民への情報発信と、今後の道路冠水時における情報共有の在り方について、以下を問う。 ア 市が運用している「冠水情報フォーム」には、今回の水害に関する情報提供は何件寄せられたのか。また、寄せられた情報はどのように活用されているのか。 イ 市は、今回の災害における情報発信について、課題や改善点などどのように評価しているか。 ウ 今後、市が把握した道路冠水箇所や通行止め等の情報だけでなく、市民から投稿された情報も含めて、市民がリアルタイムに地図上で確認できる仕組みを構築してはどうか。 エ 平時においても、市民が発見した河川や水路等の異常や損傷について、福岡市の取り組みのように、市公式LINEに写真や位置情報等を簡単に送信できる情報提供の仕組みを導入してはどうか。

2 小児救急医療体制の 充実について	(1) 小児救急医療体制の充実については、これまで複数回にわたり市政に関する一般質問で取り上げてきたところである。本市では、令和6年10月1日から夜間小児救急の診療時間を午後7時から午後11時までに変更するなど、限られた医療資源の中で小児救急医療体制の確保に取り組んでいる。一方で、現在においても、夜間にこどもの体調が急変し、受診を希望したにもかかわらず、市内の医療機関で受診できなかったという市民の声も仄聞している。こどもの急な体調不良に直面した保護者が、どこに相談し、どの医療機関を受診すればよいのか分からないという状況をできる限りなくしていく必要があると考えることから、以下について問う。 ア 令和5年第4回定例会及び令和6年第3回定例会において、市政に関する一般質問で取り上げてきたが、その後、市は関係機関等とどのような協議を行い、具体的にどのような進展があったのか。 イ 夜間小児救急の診療時間変更後の受診件数やお断り件数等の推移を踏まえ、市はその効果及び課題をどのように検証しているか。また、受診を断られたなどの相談・意見等を把握しているか。 ウ 小児の初期救急については、市内の医療機関で受診できる体制を確保するとともに、第二次・第三次救急については近隣市の医療機関へ円滑につなぐ広域的な連携体制を構築する必要があると考えるが、市の見解はどうか。
-------------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 手話言語の普及の促進に関する具体策について	(1) 流山市手話言語の普及の促進に関する条例に基づき施策の方針を策定することが大事と考える。策定に当たり、関係団体の意見を反映させるための対応と具体策について問う。
2 独居高齢者対策について	(1) 独居高齢者の安全・安心な日常生活のさらなる確保と充実策について問う。
3 流山本町の行政課題について	(1) グリーンスローモビリティについて当局は、流山本町の地元9自治会と積極的に検討を重ねているが、現在までの協議経過と課題は何か。そして今後の取り組み姿勢について問う。 (2) 一茶双樹記念館や白みりんミュージアムのさらなる活用策について問う。 (3) 流山7丁目地先の排水溝の浚渫と整備について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 不法投棄への対策と課題について	(1) 不法投棄への対策と課題について、当局の見解を問う。 ア 近年の不法投棄回収量はどれくらいで、不法投棄が多い重点区域は把握されているのか。また、警察との連携はどのように行っているのか。 イ 不法投棄に関する看板について、設置されている場所は把握されているのか。また現在、どれくらいの数が設置されているのか。 ウ 不法投棄等の通報について、令和8年7月からスマートフォンから写真や位置情報などとあわせて通報できる専用フォームを導入した。この専用フォームを導入した目的と効果はどのように捉えているのか。
2 駅前広場における一般車両の送迎対策について	(1) 流山おおたかの森駅西口駅前広場は、恒常的に混雑しており、特に雨天時や夕方には、駅利用者の送迎と思われる一般車両が集中している。その結果、車道上で一般車両が停車し、場合によっては二重、三重に車両が連なるなど、後続車両の円滑な通行やバス、タクシー等の運行に支障をきたしている。また、車両や歩行者の動線が錯綜することから、交通安全上の課題も懸念される。そこで、当局の見解を問う。 ア 一般車両による送迎の集中や混雑状況について、市はどのように認識しているのか。 イ 特に雨天時や夕方の時間帯における交通状況について、市は調査を行うなど実態を把握しているのか。 ウ 一般車両による送迎需要を適切に処理するため、一時停車スペースや送迎専用スペースを設置する考えはないか。 (2) 市内主要駅（南流山駅、江戸川台駅、初石駅）について当局の見解を問う。 ア 流山市内の主要駅において、一般車両による送迎が駅前交通広場や周辺道路の混雑、安全性に支障をきたしている状況を、市は把握しているのか。 イ 市内主要駅における送迎車両の実態調査を行い、その結果を踏まえ、駅ごとの状況に応じた送迎スペースや交通動線の改善を検討する考えはないか。

3 流山市下水道使用料の改定について	(1) 改定の必要性について当局の見解を問う。 ア 今回、下水道使用料を改定することとなった主な要因は何か。また、使用料の改定を行わない場合、今後の下水道事業の経営にどのような影響があるのか。 イ 使用料の改定に先立ち、どのような経営改善や経費削減を行ってきたのか。 (2) 市民への影響について当局の見解を問う。 ア 今回の改定案により、一般家庭の負担はどの程度増加するのか。また、単身世帯、一般的な世帯、使用水量の多い世帯について、それぞれ年間でどの程度の負担増となるのか。 イ 市民に対して、改定の必要性和負担額をどのように分かりやすく説明していくのか。 (3) 今後の見通しについて当局の見解を問う。 ア 今回の改定案により、下水道事業の経営は今後どの程度改善すると見込んでいるのか。 イ 今後、さらなる使用料の改定が必要となる可能性を市はどのように考えているのか。将来的な負担増を抑えるため、今後どのような経営努力を行っていくのか。
---------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 指定難病や障害者手帳制度の対象から漏れる疾病・障害を持つ市民への支援について	(1) 心臓弁膜症、大動脈瘤、先天的な脳血管の欠損のほか、慢性疲労、慢性疼痛、失神、発作、それぞれの症状の変動性などを特徴とする疾病・状態を持つ人の中には、継続的な療養の必要や生活上の強い制限がありながら、指定難病や障害者手帳制度の対象となりにくい人がある。病名や障害者手帳の有無だけでなく、生活上の困難とそれに応じた支援の必要性に基づく市の対応について問う。 ア 既存制度の対象とならない内部疾患、先天的血管異常、慢性疲労、慢性疼痛、発作性疾患等を持つ市民の人数、相談状況、生活上の困難及び支援ニーズをどのように把握しているか。 イ こうした市民から相談があった場合、医療、障害福祉、介護、生活困窮、就労、防災等の関係部署及び県・保健所等をつなぐ総合的な相談・支援をどのように行っているか。 ウ 市単独の福祉施策として、障害者手帳の有無や等級、指定難病受給者証の有無だけでなく、医師の意見書等により確認された生活上の困難、活動制限、症状の変動、発作・急変の危険などを考慮して対象者を判断する仕組みを検討する考えはないか。 エ 福祉タクシー券、通院交通費助成等の移動支援及び救急医療情報キット等について、障害者手帳を持たない人であっても、医師が必要性を認めた場合に利用できるよう、対象を拡大する考えはないか。 オ 市の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、障害者手帳の有無や等級だけでなく、本人の申出や医師の意見に基づき、実際の避難上の困難と支援の必要性を判断する仕組みとなっているか。 カ 市役所、公共施設及び指定管理施設において、障害者手帳を持たない内部疾患等のある市民に対しても、個別事情に応じた合理的配慮を行うとともに、既存制度から漏れる市民の実態を踏まえ、市独自の補完的支援制度を検討する考えはないか。

2 流山市の水害対策について	(1) レベル4 危険警報が発令された流山市においても、住家等への被害として床上浸水、床下浸水。公共施設での雨漏り、床下浸水、ホールの浸水、落雷による空調設備の不良などが発生した。それぞれの被害に対して、どのような回復措置をとってきたか。 (2) 今後は流山市においてもレベル5 特別警報が発令された県下の他の自治体が被ったような豪雨被害も起こりうる気象環境となったことは明白だと思うが、このことに対する備えをどのように行っていくか。今回流山市で発生した住家等への被害、公共施設への被害に加え、他自治体で発生した上下水道の被害、河川氾濫、鉄道・路線バスの運休、車の故障と放置、災害ごみの発生などを想定した対策について問う。
-----------------------	---

質 問 事 項	要 旨
1 猛暑・酷暑から市民の命を守る方策について	(1) 日本は酷暑地点の増大、連続した猛暑など、日中に外出するのは危険な状況が続いた。欧州には熱波が襲い、フランスでは、エアコン普及率が低く熱中症による被害者の増大、大規模な山火事国難ともいえる災害であった。 そこで、暑さを災害ととらえ、危機管理を充実させ、本市独自の暑さ対策ができるようにしていくことが真に市民の命を守ることにつながると思うがどうか。 また、毎年猛暑・酷暑に異なる形で見舞われることをふまえて、「暑い日は絶対に外出せず自らの命を守る行動を」といった強いメッセージ性を持たせ、市民に訴える情報発信の方法を毎年工夫してはどうか。
2 介護従事者の人材確保について	(1) 介護は、仕事がきつい割に給料が安いことがあげられ、定着率が低く、離職者が多いと言われている。ただ、これは、サービス業の多くの業種にみられる傾向であり、その根本には、業務をこなすのに手一杯で改善提案までする余裕がないといった共通の課題がある。行政は、事業者の意見をきく、利用者の声をきくという立場にあり、介護従事者の生の声や介護分野にある隙間サービスの必要性をきく機会に恵まれていることから、サービス業という視点での傾聴姿勢がより重要になると思うがどうか。その結果、相談現場での助言や積極的な改善提案ができる人材の育成を通じて介護事業に魅力を感じ、提供するサービスを向上させることに貢献していくと思うがどうか。

3 外国人観光客誘致の アプローチについて	(1) 滞在型観光推進の条件として、観光地まで比較的短時間で 行ける、滞在地自体にも魅力があり散策して楽しい、気候や風土に恵まれている、何度訪れても新たな発見があるなどがあげられる。本市は、いずれの条件も満たしていると思うことから、観光施設の情報提供や観光資源の磨き上げに合わせて外国人向け滞在型観光推進を引き続き模索すべきと思うがどうか。 (2) ドイツの観光客を集客するにあたり、日本の夏はおすすめできないと、以前は言われていた。近年、フランス、メキシコ、スペインの観光客は、真夏でも東京散策を中心に楽しんでいたことを考慮すると、夏場のインバウンドもチャンスと思うがどうか。 (3) 台湾の観光客の集客については、団体客を主な対象として、旅行代理店との交渉、コース提案、商品価格設定を中心に交渉を進め、まずは定番商品となることを目指す必要があると思うがどうか。 (4) 日本の映画で日本人の多くが知っているところ、食べ歩きに楽しいところなどを、フランス人グループに案内したところ比較的好評であった。自らの体験、日本人が多い場所、観光スポットなどを組み合わせて観光コースを提案することも大切と思うがどうか。
----------------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 改正労働施策総合推進法の施行に伴う本市のハラスメント対策の強化について	(1) 令和8年10月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務化される。これを受け、本市においても庁舎内の防犯カメラ増設や通話録音装置の導入、庁舎内での啓発ポスターの掲示といった各種対策が実施されている。一方で文部科学省においても、教職員に対する保護者等からの理不尽な要求や暴言といった学校における同様のハラスメント被害防止に向けた指針がまとめられた。このような事案に対する本市の小中学校における対策の現状と今後の対応方針について問う。
2 本市の上下水道事業について	(1) 本市の下水道使用料については、令和9年4月からの使用料改定を目指し、審議会を経てパブリックコメントを実施したところである。パブリックコメント等の意見を踏まえた上でも、平均23.5%の値上げとの方針に変更はないのか。また、下水道使用料改定の理由のひとつとして、「下水道施設の耐震化を進めること」を掲げているが、耐震化の具体的な方針について当局の見解を問う。 (2) 令和8年第2回定例会における、水道料金改定に係る市政に関する一般質問に対し「北千葉広域水道企業団に支払う受水費の単価について、令和10年度に値上げ改定が予定されているが、受水費の単価改定案が示されていない」との答弁があった。その後の同企業団における改定案の策定状況とそれに伴う本市の水道料金改定の検討状況について問う。

3 流山おおたかの森駅西口ロータリーの混雑緩和策と安全対策について	(1) 流山おおたかの森駅西口ロータリーは、大型物流施設への従業員用送迎バスが多数発着しており、今後も流山インターチェンジ周辺の開発に伴い、従業員用送迎バスの発着数は更に増加の一途を辿ると考える。現時点においても、朝夕には送迎による一般車両、バス、タクシーが集中し、激しい混雑とそれに伴う歩行者の安全性の低下が課題となっているが、現在の混雑状況への当局の認識を問う。また、今後のハード・ソフト両面における具体的な混雑緩和策と安全対策として従業員用送迎バスを含めた各種車両の停車場所を新たに設けるべきと考えるが、当局の見解を問う。
--	---

質 問 事 項	要 旨
1 医療的ケア児者や重症心身障害児者の各種支援について	(1) 国会では令和8年7月24日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」が全会一致で可決成立し、令和9年4月1日より「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」として施行される。同改正法では、18歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児者を新たな支援対象とし、切れ目のない支援体制の構築に向けた各種取組が明記されている。そこで、以下2点について当局の見解を問う。 ア 同改正法の施行の意義及び本市における諸課題について、当局はどのように捉えているのか。また、これまでも当事者やその家族においては、成人を迎える18歳を機に、それまで利用していた医療や福祉サービス、相談支援等が途切れてしまう、「18歳の壁」が大きな障壁となっているが、同改正法では切れ目のない医療や福祉サービスの充実が明記されている。そこで、18歳の壁の解消に向け、市としてどのような対応や支援の拡充を考えているのか。 イ 同改正法では医療や福祉の体制強化はもとより、就労支援や生涯学習の更なる推進等、幅広い支援の拡充についても明記されているが、庁内での連携強化に向け、どのような体制整備を考えているのか。
2 マタニティタクシー利用助成制度の更なる支援の拡充について	(1) 令和5年4月より本市で導入されているマタニティタクシー利用助成制度の各種支援の拡充について、以下2点を問う。 ア 令和6年第3回定例会の市政に関する一般質問において、利用できるタクシー事業者の拡充について質問したが、その後の進捗状況はどのようなになっているのか。 イ 助成期間の延長についても、令和6年第3回定例会の市政に関する一般質問で取り上げ、更なる期間の延長を求めたところ、現在では産婦健診までの延長がなされている。一方で、本制度の利用者の中には更なる期間の延長を求める声があることから、乳児健診や定期予防接種も対象とすべきと考えるが、当局の見解を問う。

質 問 事 項	要 旨
1 流山市における指定管理事業の在り方について	(1) 流山市における指定管理者制度は平成 15 年の地方自治法の改正を受け、翌平成 16 年の「流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の制定を経て、平成 18 年 4 月より生涯学習センターやコミュニティプラザの導入に始まり令和 7 年度末でその対象施設は 51 施設に至っている。 その評価結果は指定管理者事業報告評価結果として毎年ホームページで公開されているが、マンネリ化していないか、内容が十分なものなのかという感覚をお持ちの方も多いのではないかと考えます。 市のホームページには制度の目的は「市民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図る」とされていますが、果たしてその目的は達成できているのだろうかという事です。 そこでその事業評価について以下、3 点について問う。 ア 指定管理者制度実績報告書はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 イ 指定管理者収支実績報告書はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 ウ 満足度調査実施状況調査票はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 (2) 先にも述べた通り、流山市は指定管理者制度導入におけるパイオニア的な位置を占めていたことは誰しも認めるものと思料するが、それ故に制度や運用において不完全・不十分な点が存在することもまた真実であるとも言えます。 ここでは客観的指標となる指定管理者収支実績報告について掘り下げ議論を進めるため以下、3 点について問う。 ア 指定管理事業者は 5 年ごとに選定することとなっているが、その際に流山市が直営で事業を行った場合の費用について試算しているのか。 イ 指定管理者収支実績報告書における指定管理者事業・自主事業の収支は具体的にどのように算出しているのか。また、本社共通経費などはどう反映しているのか。 ウ 指定管理受託者は民間企業であることから、企業会計と公会計との整合性をどのように調整しているのか。

質問事項	要 旨
1 前ヶ崎不二団地の火災後瓦礫の撤去について	(1) 令和7年8月16日に起った前ヶ崎不二団地の火災瓦礫の行政代執行による撤去について問う。 ア 1年経っているが周辺住民からの意見や要望はどのようなものがあつたのか。また、通学児童及び高齢者の安全確保はどのように対応しているのか。 イ 今後、相続放棄などによる所有者不明の財産についての近隣住民からの危険物の撤去や草刈りなどの要望についての対応はどうか。
2 8月13日の大雨によるキッコーマンアリーナ近くの歩道の破損について	(1) 令和8年8月13日の大雨の際に発生したキッコーマンアリーナ近くの歩道の破損について問う。 ア 歩道が崩れ暗渠が剥き出しになった破損はどのようにして起つたのか。 イ 歩道の破損していない他の部分についての安全確認はどうか。また、市内の同様な構造の歩道について再発防止はどうか。
3 運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業について	(1) 令和8年7月12日に行われた運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の説明会について問う。 ア 説明会での市民からの意見や要望に対する県の対応状況や結果について市は把握しているのか。 イ 今回の説明会において参加者から、今後の計画についての説明や資料が足りないとの意見があつたが、県へ改善要望はしたのか。
4 感震ブレーカー補助金について	(1) 地震による火災の発生を抑止する効果が期待できる感震ブレーカーについて問う。 ア 感震ブレーカー設置に係る市の対応状況はどうか。 イ 令和8年第1回定例会において議案第28号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されているが、その後の感震ブレーカー普及促進の取組状況はどうか。 ウ 感震ブレーカー単独の補助金についてはどうか。

質問事項	要 旨
1 敬老バス貸出の柔軟化について	(1) 敬老バス「さつき号」貸出事業における多世代交流目的での利用の柔軟化について
2 ムクドリのねぐら対策について	(1) 令和8年度に実施された誘導作戦について ア 本対策により、近隣マンション等へムクドリが移動することは過去の実績からも想定されたと考えるが、周辺住民への事前周知は行ったか。 イ 現在のムクドリの飛来状況をどのように把握しているか。 ウ 柏の葉キャンパス駅を擁する柏市など、近隣自治体との連携状況について伺う。 (2) 今後の対策に活かすため、ムクドリの移動先に関する記録やデータの蓄積を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 (3) 害虫を捕食する益鳥としての側面も持つムクドリの生態について、市民への周知・啓発に取り組む考えはあるか。
3 心や体を大切にする包括的性教育の目的及び実施体制について	(1) 本市では外部講師による包括的性教育が実施され、本年度3年目を迎える。この取組は、わいせつ被害等から子ども自身が心と体を自分で守る力を育むとともに、流山市教育大綱に掲げる個人と社会のウェルビーイングの実現にも資するものと捉えている。このことを踏まえ以下を問う。 ア 防止的な知識の付与にとどまらず、自己肯定感や自己決定・他者尊重の力を育むという目的を市はどのように位置づけているのか。また、子どもが声を上げた後、相談先へつなげる体制はどう整えられているのか。 イ 専門性を持った外部人材が実施することの意義をどう捉えているか。また、モデル実施（令和6年度）から3年目となる現在までの、対象校数・実施時間数・予算の推移はどうか。 ウ 小学校低学年から中学生までの各段階における児童生徒の変化、及び保護者向け講演の実施状況・反応を、市はどのように把握しているのか。 エ 今後経年で比較可能な定点観測のしくみを整えるとともに、特別な機会にとどまらず学校教育に組み込まれた学びとして定着させていく考えはあるか。

質問事項	要 旨
1 流山市公営住宅等長 寿命化計画について	(1) 市営住宅は、住宅の確保に困難を抱える住民の居住を支える重要なセーフティネットである。人口22万人規模となった本市において建物の長寿命化を進めるとともに、市営住宅が担う機能を将来にわたり持続させる視点から、以下を問う。 ア 本市における市営住宅の応募倍率や入居状況、単身高齢世帯の増加、民間賃貸住宅を取り巻く現状を踏まえ、今後の住宅確保要配慮者の需要と市営住宅が担うべき役割、必要な供給量をどのように捉えているか。 イ 住宅確保要配慮者への支援やニーズの把握はどのように行っているのか。また、まちづくり推進部と健康福祉部との情報共有および連携の取組状況と把握している課題は何か。 ウ 市営住宅の老朽化の現状をどのように把握し、計画的な長寿命化をどう進めていくのか。また民間賃貸住宅の借り上げ等を含め、今後10年、20年先を見据えた住宅確保についてどのように考えているのか。 エ 将来的に市営住宅として用途を終える方針とする場合の判断根拠は何か。

質 問 事 項	要 旨
1 妊娠期と食育について	(1) 食育基本法では前文に「食に関する知識と食を選択する力を習得すること」が基本理念として掲げられ、農林水産省が今年度更新された第5次食育推進基本計画でも全世代での食育推進が強化されている。周産期においても、単なる栄養指導や食の簡易化にとどまらず、解毒機能が未発達な胎児や乳幼児の神経系等への影響に関する視点も踏まえ、妊婦自身が安心・安全な食材や無添加など、体に良いものを主体的に選択できる知恵を養う支援が重要と考える。そこで以下を伺う。 ア 現在、本市が母子手帳交付時の面談において、妊娠期からこうした食の選択肢や知恵に関する啓発・助言はどのように行われているか。 イ 子育てアプリながれやま等を通じた情報発信において、単なる栄養バランス情報に加え、食品表示の見方や安全な食材選びなど、食育基本法の理念に沿って妊婦自らが良い食を選択・実践できる環境整備に取り組む考えはあるか。
2 妊娠期からのデジタルとの適切な付き合い方について	(1) スマートフォンやSNS、動画等の普及に伴い、子育ての現場においてもこどもをあやしたり静かに過ごさせたりするためにデジタル機器を見せることが身近になっている。一方で、乳幼児期からのデジタル接触や、保護者自身の過度な利用が、こどもの発達や生活習慣に与える影響に加え、母親の産後うつや孤独感といったメンタルヘルスの課題とデジタル依存が相互に影響し合う危険性も指摘されている。新しい時代におけるデジタル環境とどう向き合うべきか、将来的なリスク予防の観点も踏まえ、本市の取り組みについて伺う。 ア 本市では、妊娠期におけるスマートフォン、SNS、動画、オンラインゲーム等の過度な利用や、デジタル機器との適切な付き合い方について、妊婦やそのパートナーへの啓発を行っているのか。 イ 乳幼児をあやしたり静かに過ごさせたりするために動画等を利用することが一般化している現状や、保護者の過度なデジタル利用と産後うつや孤立感との関連性について、本市はどのように認識しているのか。 ウ 妊娠届出時や乳幼児健診等の接点を活用し、睡眠等の生活習慣と併せて、適切なデジタル機器との付き合い方や産後うつへの予防、親子の直接的な触れ合いの重要性について情報提供・啓発を行う考えはないか。 エ ネット・ゲーム等の依存予防や早期相談に向け、相談窓口の周知を図るとともに、妊娠期から乳幼児期、学童期へと切れ目なく、家庭での適切なデジタル利用を学ぶ機会を設ける考えはないか。

3 宮園地区における高齢者等の移動手段の確保について	(1) 高齢化が進む地域では、自家用車の運転が困難になった高齢者等の移動手段確保が大きな課題となっている。特に宮園地区では、坂道等の影響で流山セントラルパーク駅や周辺の医療機関・商業施設への移動に苦慮する声が多く、移動手段の確保が求められている。宮園地区の移動手段確保について、以下の通り伺う。 ア 宮園地域において公共交通を求める声が多くあることへの市の認識と、同地域の移動実態や交通需要を調査する考えはあるか。 イ 流山セントラルパーク駅前にはバス停留スペースが整備済である。宮園地区を経由する路線バス開設について見解を求める。 ウ 路線バス開設に向けて、市から民間バス事業者へ地域の需要を共有するなどの積極的な働きかけはできるか。 エ 路線バス導入に必要なニーズ調査や住民組織の立ち上げ、あるいは開通までの代替手段の検討に対し、市としてサポートしていく考えはあるか。
4 八木南小学校通学路の道路排水対策について	(1) 八木南小学校の通学路である芝崎地区の都市計画道路 3・4・9号南流山名都借線において、雨上がりの水たまりによる車両の水はねで児童の衣服が濡れる状況が長年続いており、登校後に体操着に着替えたりドライヤーで服を乾かす等の対応を余儀なくされている。児童が安心して通学できる環境を確保する観点から、以下を伺う。 ア 最近行われた歩道整備工事の進捗状況および工事後も解消されない水はね問題の原因について伺う。 イ 本地域の排水改善に向けた事業の見通しや事業完了までの期間について、市から県への働きかけや連携状況を伺う。あわせて、事業完了を待つ間、児童の安全を確保するための暫定的な冠水・水はね対策を講じるよう県に申し入れる考え、ならびに市としてできる対応についての見解を伺う。

質問事項	要 旨
1 防災・減災の強化について	(1) 能登半島地震・熊本地震の教訓を生かした対策について問う。 ア 能登半島地震・熊本地震では、避難生活の環境改善が重要な課題となったことから、いわゆるTKB48（トイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に整える）を本市の防災計画に明確に位置づけるべきではないか。 イ 国が能登半島地震を踏まえ、避難所の各種ガイドライン等を改定し、トイレトレーラー、キッチンカー、段ボールベッドなどについて明記したほか、能登半島地震で災害対応車両が有効だったと評価していることを踏まえ、市としてトイレトレーラーやキッチンカーを購入・保有すべきではないか。また、スフィア基準を避難所運営の目標として採用すべきではないか。 ウ 備蓄について、食料だけでなく、衛生用品、簡易トイレ、ベッド、プライバシー確保用品など「避難生活の質」を重視する方向へ転換すべきではないか。 (2) 令和8年8月千葉豪雨の教訓を生かした対策と支援について問う。 ア 今回の豪雨における線状降水帯の急な発生という経過を踏まえた今後の避難所の体制整備について問う。 イ 浸水被害を受けた市民の暮らしと生業への支援対策について問う。 ウ 今回の浸水地域は以前から度々浸水してきた地域であることから、今後の治水対策について問う。
2 東部地域のまちづくりについて	(1) 前ヶ崎字川村台722番7他における物流倉庫の建設計画による豪雨時の土砂災害・浸水被害の防止対策について問う。 (2) 地域コミュニティの拠点となり、公共的役割を担っている自治会館の老朽化対策について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 市長の政治姿勢について 2 教育行政について	(1) 先の国会で「皇室典範等の一部を改正する法律」が成立したが、日本国憲法の条項と精神に照らせば当然認められるべき女性天皇・女系天皇の道を閉ざし、日本社会における女性差別を助長しかねないとする。「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を制定し、ジェンダー平等に取り組んできた流山市の市長としてこれをどう捉えているのか市長の見解を問う。 (1) 学校給食について ア 令和8年4月より国による小学校給食の負担軽減がスタートし、完全無償化とする市町村が増加している。一方、県下54自治体のうち保護者負担を求めているのは流山市だけであり、まず小学校給食を完全無償化とすべきと考えるがどうか。 イ 中学校給食についても、完全無償化すべきではないか。せめて第2子以降の無償化にむけて、力をつくすべきと考えるがどうか。 (2) 不登校を含む長期欠席児童生徒への対応について ア 令和7年10月に発表された児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果において、令和6年度の不登校児童生徒が35万人を超えたことが大きく取り上げられた。一方で病気による30日以上長期欠席が10万人、「その他」も4万人を超えており、無視できない数字と考える。令和7年度の全国調査結果はまだ発表されていないが、令和7年度の流山市内の不登校児童生徒数は何人であり、うち90日以上欠席は何人か。また病気、および「その他」による長期欠席児童生徒は何人か。その支援はどうなっているのか。 イ フリースクール助成制度の進捗について問う。 (3) 教職員の欠員の現状について問う。 (4) 1クラス35人学級の進捗について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 市民が主人公の市政の実現に向けて	(1) 気候非常事態宣言について (2) 市指定ごみ袋について (3) 来春の流山市長選挙において市民に分かりやすい政策論戦を求める立場から、以下問う。 ア 副市長2名体制や公共施設の戦略的統廃合など「行政の在り方」について総務部長に問う。 イ 平成15年8月30日付け広報ながれやま財政事情特集号で示された単年度収支や基金残高、地方債残高、財源不足（予算要求額と実際の予算計上額との差）、財政調整積立基金残高などは直近の各数値と比較して、現在の財政状況についてどのようなことが言えるのか財政部長に問う。
2 高齢者福祉の拡充について	(1) 第10期介護保険事業計画について (2) 健康の維持・増進に向けた施策の拡充について
3 交通政策について	(1) つくばエクスプレスの8両化の進捗について

質 問 事 項	要 旨
1 高齢者の移動手段とシニアカーの駐車問題について	(1) 本市における高齢者の移動手段の現状と今後について以下に問う。 ア 高齢化の進展や運転免許証の返納等に伴い、今後、高齢者の移動手段を確保する必要性はさらに高まると考えるが、市は現状の課題及び今後の需要をどのように認識しているのか。 イ 公共交通による移動支援だけでなく、高齢者が自ら移動できる環境の整備により、外出機会や社会参加を確保することについて、市は高齢者福祉の観点からどのように考えているのか。 (2) 高齢者の自立した移動手段としてのシニアカーについて以下に問う。 ア 市内における利用実態や利用者数等をどの程度把握しているのか。また、高齢者の自立支援、外出機会及び社会参加の促進という観点から、その役割をどのように認識しているのか。 イ シニアカー利用者が駅、公共施設、医療機関、商業施設等を利用する際、駐車場所に困る事例や相談について、市はこれまで把握したことがあるのか。 (3) 駅周辺等におけるシニアカーの駐車問題については、令和6年度第3回流山市自転車駐車対策審議会で、シニアカーと思われる車両の駐輪場受け入れについて議論されている。そこで以下について問う。 ア 自転車駐車対策審議会で「一時的に止める利用は想定されない」とした判断は、実際の利用者ニーズを十分把握した上でのものなのか。 イ シニアカーで駅まで移動し、そこから鉄道に乗り換える利用者の場合、シニアカーを駅周辺に一時的に駐車しておく必要が生じる。このような利用形態について、市はどのように考えているのか。 ウ 現在、市営自転車駐車場等においてシニアカーを受け入れることができない具体的な理由は何か。また、スペース、安全管理、料金体系その他の課題を整理・検討したことはあるのか。 (4) 新たなモビリティ政策との整合性について以下に問う。 ア 本市では、電動キックボードのシェアリングサービスについて市内各所に専用ポートを設置するなど、新たなモビリティの利用環境整備を進めている。一方、高齢者等の自立した移動を支えるシニアカーについては、駅周辺等に安心して駐車できる場所が十分に確保されていない。この現状について、市は政策上どのように考えているのか。 イ 現在、導入に向けた検討が進められているグリーンスローモビリティについては、安全に停車できる停留場所を含めた検討が行われている。高齢者の移動手段を考える上では、移動手段そのものだけでなく、目的地における停車・駐車環境まで含めて整備する必要があると考えるが、市の見解を問う。

2 空き家の適正管理について	(1) 管理が十分に行われず、周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家への対応について、以下に問う。 ア 雑草の繁茂や小動物等の侵入などについて市民から相談を受けた場合、市は所有者等に対してどのような対応を行い、その後の改善状況をどのように確認しているのか。 イ 所有者等に対し通知や電話等による改善の働きかけを行っても、長期間改善されない空き家について、市はどのような対応を行っているのか。また、このような事例をどの程度把握しているのか。 ウ 改正空家法を踏まえ、本市では令和8年4月に「流山市管理不全空家等及び特定空家等の判断の手引き」を策定しているが、管理不全空家等への対応について、従来の対応からどのような強化が図られるのか。また、現在までの運用状況について問う。
3 広域災害時における自治体間の相互支援・共有備蓄について	(1) 大規模災害時における備蓄物資・災害対応資機材の自治体間相互支援について、以下問う。 ア 大規模災害時には、一自治体ですべての備蓄物資や災害対応資機材を確保することには限界があることから、自治体間で相互に融通・派遣する「共有備蓄」という考え方が重要と考える。本市における自治体間の物資・資機材の相互支援について、現在の体制及び市の認識を問う。 イ 能登半島地震をはじめとする近年の大規模災害では、断水等の長期化により、避難所におけるトイレや入浴環境の確保が大きな課題となった。本市では、こうした近年の災害を踏まえ、災害時におけるトイレ及び入浴環境の確保について、どのような検討及び対策を行っているのか。 ウ 自治体間で相互に派遣・活用できる災害対応資機材として、トイレトレーラーや循環型シャワー等を本市に導入し、平時には市内で活用するとともに、災害時には被災自治体への派遣や、相互支援による本市への受援につなげる体制を構築することについて、市の見解を問う。

質問事項	要 旨
1 宅配ボックス購入支援事業補助金について	(1) 令和7年度に決定し実施した宅配ボックス購入支援事業補助金が、わずか1年で終了した理由について問う。
2 本市の災害時の安全対策について	(1) 令和8年8月13日に発生した千葉豪雨において、本市も線状降水帯の雨域となる中で、死者等の人的な面では甚大な被害を免れたが、1時間に50ミリを超える降雨による河川や内水の氾濫が生じた場合、市内各地区の被害をどのように想定しているか。また、対策について、当局の見解を問う。 (2) 今回の大雨により、指定避難所であるキッコーマンアリーナ付近の歩道が崩れ落ち、地下の暗渠がむき出しになる被害が発生したと報道されたが、その原因と今後の対策について問う。 (3) 集中豪雨による広域的な被害の発生に対し、市として具体的な対応策をどのように計画しているか問う。 (4) 大規模地震等の災害により水道等のライフラインが断たれ、トイレや生活用水の使用が困難となった場合の対応策について問う。
3 流山おおたかの森駅西口エリアの渋滞対策について	(1) 現在、週末や年末年始を中心に著しい交通渋滞が発生している流山おおたかの森駅西口は、今後ロータリーへ進入できる道路が実質1路線に限定されてしまうが、渋滞対策をどのように講じていくのか、見解を問う。

質 問 事 項	要 旨
1 令和8年8月千葉豪雨における災害対応体制について	(1) 令和8年8月13日の大雨により、市内では道路冠水及び住家等の浸水被害が発生した。この浸水は、河川の堤防決壊等による外水氾濫ではなく、降雨量が排水能力を超えたことによる内水氾濫であった。内水氾濫は、外水氾濫と比べて発災までの時間が短く、判断の基準や災害の性質において異なるものと理解している。しかし本市には、避難情報の発令を含め、内水氾濫を対象とした判断の枠組みが十分に備わっていなかったのではないかと受け止めている。短時間の集中豪雨による内水氾濫からも市民の安全を確保しうる体制を構築し、今回の経験を今後活かすべきと考えることから、以下について問う。 ア 水防本部及び災害対策本部は設置されたのか。 イ 職員の配備体制はどのようなものであったか。 ウ 自主避難所の開設について、どのような検討が行われたのか。
2 浸水対策においてインフラが果たした役割と今後の整備課題について	(1) 本市はこれまで、南流山地区の浸水対策として新東谷調整池の整備などを進めてきた。しかし令和8年8月13日の豪雨では、流山1号雨水幹線において越水が発生した。また同地区では、道路冠水により多数の車両が水没したほか、住家等の浸水被害が生じている。そのため、住民の防災に対する意識は大きく高まっており、再び同様の被害が生じるのではないかと不安、そして早急な対策を求める声が、数多く寄せられている。これまで整備してきた施設が今回どのような役割を果たしたのかを確認するとともに、今後必要となる整備の課題を整理する必要があると考えることから、以下について問う。 ア 新東谷調整池は、今回の豪雨においてどのような役割を果たしたのか。 イ 流山1号雨水幹線の越水は、どのような原因によるものか。 ウ 坂川の水位上昇及び松戸排水機場の稼働状況は、市内の排水にどのような影響を及ぼしたのか。

3 南流山駅周辺のまちづくりについて	(1) 令和8年8月22日に開催された南流山駅周辺地区まちづくりシンポジウムについて、以下を問う。 ア このシンポジウムの目的や狙いは何か。 イ シンポジウムへの参加者数と参加者の声はどうだったか。 ウ 駅前広場にパネルを展示するオープンハウスは、どのように運営されるのか。 (2) 駅前広場改修整備工事の基本設計の業務委託契約締結に向けた進捗、今後のスケジュールについて問う。
---------------------------	--

質問事項	要 旨
1 本市の医療体制について	(1) 東部、北部地域の病院新設計画のその後について (2) 小児科などの誘致促進と支援制度の活用状況について ア 本市は小児科などの医療施設誘致に向けた独自の優遇・奨励金制度を整備している。小児科に係る「企業等立地促進奨励金」の実績と成果・課題について問う。 イ 小児科医療の地域的偏在の現状認識について問う。 (3) 急増する高齢者の在宅療養を支える訪問診療の拡充について ア 団塊世代の後期高齢化や単身高齢世帯の増加に伴い、急増が見込まれる在宅医療ニーズに対し、現在の市内訪問診療体制をどう評価しているか。 イ 高齢者の在宅看取りや24時間往診に対応する「訪問診療クリニック」の市内開業を促進させていく考えはあるか。
2 学校図書館の充実・発展について	(1) 本市において積極的に推進されている学校図書館施策のさらなる発展と教育環境の充実を図るため、以下の3点について市の見解を問う。 ア 令和8年度の市内小中学校における学校司書の配置状況及び勤務日数・待遇の現状と課題について問う。 イ 教員と学校司書が協働しやすい体制づくりについて、見解を問う。 ウ 市立図書館との蔵書融通や専門的支援のさらなる連携強化が必要と考えるがどうか。
3 松ヶ丘の野馬土手を文化財にすることについて	(1) 鎌ヶ谷市に所在する「下総小金中野牧跡」(捕込跡)は国の史跡に指定されているが、松ヶ丘など千葉県内の野馬土手と一体となって保存・評価されてこそ、真の意味で、千葉県全体の野馬文化が完成するものとする。これを踏まえ、以下について市の見解を問う。 ア 松ヶ丘の野馬土手における県指定文化財に向けた現在の進捗状況及び今後の見通しについて イ 野馬文化の広域的な保全・活用に対する市の認識及び位置づけについて

質問事項	要 旨
1 公園と子どもの遊び場について	(1) 国語辞典で調べると、それぞれ表現の違いはあるが、公園とは「人びとが休息したり遊んだりできる場所」「憩いの場所」と概ね定義されている。そこで以下を問う。 ア 本市は公園をどのようなものと考えているか。 イ 総務省が委託して行った子どもの居場所に関する調査によると、公園はこどもが放課後や休日に過ごす場所として、上位に位置している。このことは公園がこどもたちにとってとても重要な居場所であることを示唆していると考えるが、本市の見解はどうか。 ウ こうのす台住民から、こうのす台5号公園並びに隣接するこうのす台子どもの遊び場の雑草について数回相談を受けた。私の腰程度にまで伸びた雑草が公園並びに子どもの遊び場の広範囲に亘り繁茂している状況であった。そのような状況になった要因を問う。
2 盆踊りと流山音頭について	(1) この夏も市内各地で夏祭りや盆踊り大会が開催され、大いに盛り上がったことは記憶に新しい。盆踊りは平安時代の僧侶空也上人などが始めた「念仏踊り」がルーツともいわれ、我が国の伝統的な行事であり、最早文化遺産ともいえる。そこで以下を問う。 ア 老若男女が集い、大勢で楽しめる盆踊りは、単に伝統行事というだけでなく、地域の活性化ならびに結束に大きく寄与していると考えるが本市の見解はどうか。 イ 近年盆踊りは大きく様変わりしてきている。DJを入れ盛り上げるなどのスタイルの変化や、「盆ジョビ」と言って、アメリカの某人気バンドの曲をかけたりと使用楽曲の変化もみられる。大いに盛り上がる反面、本来の盆踊りで使用されてきた「流山音頭」や「東京音頭」といった曲が流れる時間が年々減っている会場もあり、そのことに対する不満の声も聞こえる。このことは我が国が誇る伝統行事の衰退にも繋がりがねないと考えるが本市の見解はどうか。 ウ 本市の名前を冠する「流山音頭」並びにその踊りは、長く市民に愛されてきた。しかしながら近年では流山音頭を知らない、もしくは踊れない市民も増えてきたと考える。「流山音頭」の普及促進は市民の本市への愛着を育む効果があると考えるが本市の見解はどうか。また、これまでの普及促進はどのようになされてきたか。

